

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成22年12月9日(2010.12.9)

【公開番号】特開2008-168618(P2008-168618A)

【公開日】平成20年7月24日(2008.7.24)

【年通号数】公開・登録公報2008-029

【出願番号】特願2007-283519(P2007-283519)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/16 (2006.01)

B 4 1 J 2/05 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 3/04 103H

B 4 1 J 3/04 103B

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月25日(2010.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気信号に応じてエネルギーを発生するエネルギー発生手段と、当該エネルギー発生手段に供給される電気信号が入力される電極部と、を備えた記録素子基板と、

前記記録素子基板が内在する開口部と、該開口部の内側に延在し、前記電極部に接続された電気配線と、前記電気配線と交差する方向に延びて前記開口部の内側に延在し、前記記録素子基板に当接された短冊状部材と、を備えた電気配線部材とを有し、

前記電気配線部材は、前記電極部が配されている前記記録素子基板の表面より高い位置に位置し、

前記短冊状部材は、前記電気配線部材から前記記録素子基板の前記表面へ向けて下る斜面を形成していることを特徴とするインクジェット記録ヘッド。

【請求項2】

前記電気配線と前記電極部との接続部が第一の封止材によって覆われて封止され、前記記録素子基板の周辺領域のうち、前記接続部以外の部分が第二の封止材によって封止されていることを特徴とする請求項1記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項3】

前記短冊状部材が前記第一の封止材によって覆われて封止されていることを特徴とする請求項2記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項4】

前記短冊状部材が前記電極部に接続されていることを特徴とする請求項1記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項5】

前記短冊状部材が、前記電気信号が導通しないダミー配線であることを特徴とする請求項1記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項6】

前記短冊状部材の、前記記録素子基板に当接されている部分の幅より、前記記録素子基板に当接されていない部分の幅の方が広いことを特徴とする請求項1記載のインクジェット記録ヘッド。

【請求項 7】

前記短冊状部材の、前記記録素子基板に当接されていない部分の幅が前記電気配線の幅より広いことを特徴とする請求項 6 記載のインクジェット記録ヘッド。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の他の目的は、記録素子基板と電気配線部材とを有するインクジェット記録ヘッドであって、次の構成を有するインクジェット記録ヘッドを提供することである。すなわち、前記記録素子基板は、電気信号に応じてエネルギーを発生するエネルギー発生手段と、該手段に供給される電気信号が入力される電極部とを備える。また、前記記録素子基板は、前記記録素子基板が内在する開口部と、該開口部の内側に延在し、前記電極部に接続された電気配線と、前記電気配線と交差する方向に延びて前記開口部の内側に延在し、前記記録素子基板に当接された短冊状部材と、を備える。そして、前記電気配線部材は、前記電極部が配されている前記記録素子基板の表面より高い位置に位置する。また、前記短冊状部材は、前記電気配線部材から前記記録素子基板の前記表面へ向けて下る斜面を形成している。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】